

豊橋市は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第7条の規定により、「豊橋市斎場整備・運営事業」を特定事業として選定し、同法第11条の規定により、特定事業の選定にあたっての客観的評価の結果を公表する。

平成30年1月31日

豊橋市長 佐原 光一

第1 事業の概要

1 事業の名称

豊橋市斎場整備・運営事業（以下「本事業」という。）

2 対象となる公共施設

豊橋市斎場（以下「本施設」という。）

3 事業の目的

本施設は、昭和7年11月に市立豊橋火葬場として現在地に開設され、昭和51年7月に全面改築されました。その後、平成14年度から15年度にかけて斎場棟及び白ヶ池会館（待合棟）の大規模改修を実施し、市民の火葬需要に応じてきました。

しかしながら、全面改築から41年を迎え、施設の老朽化が進むとともに、機能やスペースの面において市民の要望に応えきれない部分も出てきています。また、今後、高齢化の進行により火葬件数の増加が見込まれ、現在の斎場では近い将来、火葬業務に支障をきたすことが想定されることから、市では平成28年度に豊橋市斎場再整備計画を策定しました。

市は、今後将来にわたる市民の火葬需要に応じていくことを目指しており、本事業の実施にあたっては、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用し、財政負担の縮減及び公共サービスの水準の向上を図るとともに、事業者に対しては本事業を実施することによる地元経済への貢献について期待しています。

4 公共施設等の管理者の名称

豊橋市長 佐原 光一

なお、本施設は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する「公の施設」として位置付け、選定された事業者（以下「選定事業者」という。）を同法第244条の2第3項に規定する「指定管理者」として指定する予定です。

5 事業範囲

選定事業者が実施する業務は、以下のとおりです。

(1) 施設整備業務

- ・ 事前調査業務
- ・ 設計業務
- ・ 建設業務
- ・ 備品等整備業務
- ・ 工事監理業務
- ・ 環境保全対策業務
- ・ 所有権移転業務

- ・ 各種申請等業務
- ・ 稼働準備業務
- ・ その他施設整備上必要な業務

(2) 維持管理業務

- ・ 建築物保守管理業務
- ・ 建築設備保守管理業務
- ・ 清掃業務
- ・ 植栽・外構等維持管理業務
- ・ 警備業務
- ・ 環境衛生管理業務
- ・ 火葬炉保守管理業務
- ・ 備品等管理業務
- ・ 残骨灰及び集じん灰の管理及び処理業務
- ・ その他維持管理上必要な業務

(3) 運営業務

- ・ 予約受付業務
- ・ 利用者受付業務
- ・ 告別業務
- ・ 炉前業務
- ・ 収骨業務
- ・ 火葬炉運転業務
- ・ 動物・産汚物等の火葬業務
- ・ 待合室関連業務
- ・ 物品販売業務
- ・ 公金収納代行業務
- ・ その他運営上必要な業務

(4) 既存施設の解体・撤去等業務

- ・ 既存施設の解体業務
- ・ 廃棄物の処分業務
- ・ 跡地整備業務

6 事業方式

本事業の事業方式は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備の促進に関する法律」（平成11年法律117号）（以下「PFI法」という。）に基づき、選定事業者が本施設の設計、建設を行った後、市に所有権を移転し、事業期間を通じて本施設の維持管理・運営を行うBTO（Build-Transfer-Operate）方式とします。

7 事業期間

本事業の事業期間は下表のとおり予定しています。維持管理・運営期間は、平成33年4月からの20年間で予定しています。

時 期	スケジュール
平成 30 年 12 月	事業契約締結
平成 30 年 12 月～	設計・建設期間（試運転期間含む。）
平成 33 年 3 月	施設の引渡
平成 33 年 4 月～	維持管理・運営期間
平成 53 年 3 月	事業期間終了

8 選定事業者の収入

本事業における選定事業者の収入は、次のとおりとします。

(1) 施設整備業務に係る対価

本施設の施設整備業務に係る対価については、サービス購入費として事業契約書に定める額を支払います。

(2) 維持管理・運営等業務に係る対価

本施設の維持管理・運営等業務に係る対価については、サービス購入費として事業期間中、事業契約書に定める額を支払います。

(3) 物品販売による収入

物品販売による収入は選定事業者の収入とします。

第2 評価の内容

1 評価の方法

(1) 選定の基準

本事業をPFI法に基づく事業として実施することにより、事業期間にわたり、従来の公共事業にて実施した場合に比べ、市の財政支出額が同等以下で、かつ、サービスの水準の向上が期待できることを選定の基準としました。

(2) 定量的な評価

市の財政負担額の算定にあたっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、特定事業を実施する民間事業者からの税込等の適切な調整を行い、評価を実施しました。

(3) 定性的な評価

上記の財政負担額の算定に加えて、本事業をPFI方式で実施する場合における、定性的な評価を実施しました。

2 定量的な評価

(1) 算定結果

市が自ら実施する場合の市の財政負担額とPFI方式で実施する場合の市の財政負担額を、それぞれ事業期間中に渡り年度別に算出し、それらを現在価値に換算した額で比較しました。

その結果、本事業を市が自ら実施する場合と比較して、PFI方式で実施する場合は、事業期間中の市の財政負担額を約5.8%縮減することができることとなりました。なお、PSC¹及びPFI-LCC²につきましては、入札等において正当な競争性が阻害される恐れがあるため、公表しません。

表1 VFMの値	
項目	値
VFM(割合)	約5.8%

(2) 前提条件

市の財政負担額の算出にあたって、市が本事業を自ら実施する場合とPFI方式で実施する場合のそれぞれについて、前提条件を表2及び表3のとおり設定しました。なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の応募者の提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもありません。

¹ Public Sector Comparator : 公共が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値をいう。

² Life Cycle Cost : プロジェクトにおいて、計画から、施設的设计、建設、維持管理、運営、修繕、事業終了までの事業全体にわたり必要なコストのこと。

項目	値	算出根拠 (公表しない場合はその理由)
①割引率	2.0%	「VFMに関するガイドライン」に基づき、長期国債(20年物)利回りの過去20年間の平均値を参考とした。
②物価上昇率	—	上記①に物価上昇率を見込んでいる。
③リスク調整費	—	維持管理等業務に対する第三者賠償保険料を見込んでいる。

項目	PSCの 費用の項目	PFI-LCCの 費用の項目	算出根拠 (公表しない場合はその理由)
①利用者収入などの算出方法	使用料収入等	同左	・斎場使用料収入等を計上した。
②施設整備業務にかかる費用の算出方法	設計費 建設費 既存施設の解体撤去費	設計費 建設費 既存施設の解体撤去費 建中金利 SPC設立関連費	・PSCの費用は、見積もり値を参考とした。 ・PFI-LCCの費用は、PFI先行事例等を参考とし、一括発注による効率化や選定事業者の創意工夫により一定のコスト縮減が実現するものとして設定した。
③維持管理・運営業務にかかる費用の算出方法	維持管理費 運営費	維持管理費 運営費 SPC運営費	・PSCの費用は、見積もり値を参考とした。 ・PFI-LCCの費用は、PFI先行事例等を参考とし、一括発注による効率化や選定事業者の創意工夫により一定のコスト縮減が実現するものとして設定した。
④資金調達にかかる事項	地方債 一般財源	地方債 一般財源 自己資本 市中借入	・PSCは、施設整備業務にかかる費用の約72%を地方債、約28%を一般財源とした。 ・PFI-LCCは、地方債、一般財源、自己資本及び市中借入により調達するものとした。
⑤その他の費用	—	アドバイザー費 直接協定支援費	・PFI-LCCは、公共側費用としてアドバイザー費、直接協定支援費を計上した。

3 定性的な評価

本事業をPFI方式で実施する場合、市が自ら実施する場合と比較して、次のような定性的効果を期待することができます。

(1) 一括発注による事業の効率的な実施

設計、建設、維持管理、運営の各業務を一括して選定事業者任せることにより、これらを個別に発注する場合と比較して、各業務間の有機的な連携や選定事業者の創意工夫を見込むことができ、事業の効率的かつ機能的な実施が期待できます。

(2) 良質なサービスの継続的な提供

本施設の維持管理、運営において、民間事業者が有する専門的な知識やノウハウを活用することにより、施設利用者のニーズやその変化に柔軟に対応した、良質なサービスの継続的な提供が期待できます。

(3) 設計、建設、維持管理の一体化によるライフサイクルコストの低減

設計、建設、維持管理運営までの各業務を一体的に扱うことによって、従来の公共事業に比べ事業全体のライフサイクルコストの削減、市の財政負担の縮減が期待できます。

(4) リスク分担の明確化による事業の安定運営

本事業開始前に、あらかじめ発生するリスクを想定し、市と選定事業者との間でその責任分担を明確にすることにより、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、業務目的の円滑な遂行や安定した事業運営が期待できます。

(5) 財政支出の平準化

PFI 事業における財政支出は、民間のサービス開始後、契約期間全体に渡って選定事業者へのサービスの対価として支払うため、財政負担の平準化が期待できます。

第3 評価の結果

本事業を、PFI法に基づく特定事業として実施することにより、市が自ら実施する場合と比較して、事業期間全体を通じた市の財政負担額を約5.8%（現在価値換算後）縮減できることが見込まれ、併せて、定性的効果も期待できます。

以上の客観的評価の結果により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認められるため、ここにPFI法第7条に基づく特定事業として選定します。